

排水基準（その2の1）【pH、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、全クロム、大腸菌群数】

（「排水基準を定める省令」第1条、別表第2、「上乗せ条例」第4条、別表第3、4、6、附則第5項）

（単位：mg/L 但し、pHは無単位、大腸菌群数は個/cm³）

区分		排水基準								
業種等		浄水施設、水産物に係る卸売市場、下水道終末処理施設			畜舎	その他の業種又は施設 (畜産関係排水処理施設については、排水があればpHのみ適用)				
新設・既設の区分		新設	既設		新設 既設	新設		既設		
適用規模 (日平均排水量：m ³)		30以上	30以上 50未満	50以上	50以上 (pHは0以上で適用)	30以上 50未満	500以上	30以上 50未満	50以上 500未満	500以上
pH	海域	5以上 9以下	5以上 9以下	5以上 9以下	5以上 9以下	5以上 9以下	5以上 9以下	5以上 9以下	5以上 9以下	5以上 9以下
	海域以外	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
フェノール類		0.5	0.5	0.5	◇5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
銅		1	1	1	◇3	1	1	3	3	1
亜鉛		1	3	2	◇2	1	1	5	※2	※2
溶解性鉄		1	5	5	◇10	5	1	10	10	5
溶解性マンガ		1	5	5	◇10	5	1	10	10	5
クロム		0.5	1	1	◇2	0.5	0.5	2	2	1
大腸菌群数		3,000	3,000	3,000	日間平均 ◇3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
特定施設の番号		64の2, 69の2, 73			1の2	左記以外のもの(指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含む)				

(注) 1 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表6(P48)のとおりである。

2 1つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、最も厳しい基準が適用される。
(上乗せ条例第9条第1項)

3 ◇は一律排水基準

※亜鉛含有量について、電気めっき業の既設事業場に関しては令和6年12月10日までの間は暫定排水基準(50m³/日以上500m³/日未満は4mg/L、500m³/日以上は3mg/L)が適用となる。

*pH、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガ含有量及びクロム含有量についての排水基準は、昭和49年11月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水については適用されない。昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水については排水基準を定める省令別表第2に掲げる基準が適用される。